

答 申 第 544 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 3月11日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）除籍も含む（平成〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）

- 2 同年 3月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、(1) の保有個人情報（以下「本件交付申請書」という。）を特定し、(2) の理由により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 特定された保有個人情報

平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸籍謄抄本等の交付申請書（添付書類を含む）除籍も含む（瑞穂区分）

(2) 開示をしない理由

条例第20条第 1項第 5号に該当

本件保有個人情報には、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれており、それを開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 同年 4月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち全てを非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

せめて、誰が戸籍を本人に無断で 2度も取り寄せたのか知りたい。犯罪に使われている。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 戸籍本人が、誰かに取り寄せられているのに、それを本人に開示できないことは違法不当である。そのような相手に戸籍を渡してしまうことは犯罪にあたる。とてつもない恐怖の中生活している。

(2) 相手が誰か分からなければ、警察も捜査できない。犯罪、ストーカー被害、脅しに使われ、とても困っている。このような不正を現在、警察に相談している。正しく、戸籍を渡したなら、堂々と開示すべきである。

(3) 戸籍を無断で開示され、請求人親族一同の個人情報悪用され、日々恐怖の中で生活を強いられている。

こちらの生命・身体・財産・社会的な地位の保護に支障が出た。実害が出たにも関わらず、誰が開示しようとしたか分からないなら犯罪をくい止めることができない。犯罪に加担したと言わざるを得ない。本人に、誰が開示したか言えない相手に、戸籍を開示すべきではない。

(4) 何故、戸籍や住民票が他人に勝手に開示されるのかということについて疑問がある。必要なことであれば良いが、犯罪に巻き込まれたり、住所などを知られて殺されたり、そういうこともあるかもしれず、そう考えると非常に不安である。

(5) 何か理由があって誰かに開示されたのであれば、誰がどのような目的で、それが細かくは開示されなかったとしても、自分の戸籍や住所が誰か分からない相手に勝手に開示されて勝手に通ることになれば、それほど恐ろしいことはない。

(6) 職務上弁護士などが見るとしたら、それは開示すべきだと思う。弁護士

が職務上必要なので開示したということであれば分かる。全部開示しなかったとしてもせめて目的だけでも開示してもらわないと今後も一生恐怖でしかない。住所を変えたとしてもまた同じことをされるのではないかと思って生きていかなければならない。本人に開示できないような相手に戸籍や住民票を開示することは今後一切やめてほしい。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に対し、非開示を決定した理由について

(1) 戸（除）籍謄抄本の交付の請求に係る事務について

戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）、その配偶者、直系尊属、直系卑属は戸籍法（昭和22年法律第 224号）第10条に基づき、またそれ以外の者は戸籍法第10条の 2に基づき、戸籍の謄（抄）本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付を請求することができる。

この場合、戸籍謄本等の請求者は、市民課窓口に備え付けられた戸（除）籍謄抄本等交付申請書又はそれに代わる請求に必要な事項を記載した文書を市町村長に提出する等の方法により交付の請求を行う。

交付の請求を受けた場合、市町村長は請求した者の本人確認やその請求理由等の審査を行った上、請求対象の戸籍謄本等を交付することになる。

(2) 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

本件開示請求の対象となった保有個人情報が記載された文書（以下「本件対象文書」という。）は、審査請求人又は審査請求人と同一の戸籍に記載がある者の戸籍謄本等の交付の請求が行われたことが記載された文書である。

(3) 非開示とした理由及び非開示の範囲について

本件対象文書には、請求対象者の氏名、生年月日、本籍地、審査請求人戸籍請求者の氏名、請求理由等が記載されている。条例第20条第 1項では、同項各号に掲げる非開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し保有個人情報を開示しなければならないと規定しているが、本件対象文書に記載された審査請求人戸籍請求者及び請求理由等の情報は、同項第 5号に規定する、「開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ

すおそれがある情報」に該当するため、非開示とした。

また、同条第 2 項では、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定している。しかし、本件開示請求に対し、本件対象文書のうち非開示情報に該当する部分を取り除いた残りの部分を一部開示することにより審査請求人戸籍請求者の属性の推定、ひいてはその識別につながる恐れがあるため、全面を非開示とした。

2 本件審査請求の理由に対する意見

審査請求人は、本件審査請求において、戸籍が誰かに取り寄せられているのにそれを本人に開示できないことは違法不当であり、誰であるかを開示できない相手に戸籍を渡すことは犯罪にあたる等主張しているが、法令に関して一部誤った解釈がなされているため、審査請求人の主張に対する意見を述べる。

(1) 審査請求人は、戸籍謄本等を本人以外に発行しその情報を本人に開示できないことは違法不当であると主張しているが、戸籍謄本等の交付については戸籍法等の法令に基づいて、また、個人情報開示請求については条例に基づいて行われており、開示ができない情報についても条例に定められている。そのため、戸籍謄本等の交付の適法性と個人情報開示の適法性はそれぞれ個別に判断すべきものである。そして、本件開示請求に対しては、上記 1(3) で述べた通り適正に本件処分を行っており、審査請求人の主張は当たらない。

(2) 次に、審査請求人は、そのような相手（誰であるかを審査請求人に開示できない者）に戸籍を渡す（戸籍謄本等を交付する）ことは犯罪であると主張しているが、戸籍謄本等の交付の適法性と個人情報開示の適法性はそれぞれ個別に判断すべきものであることは上記(1) で述べたとおりである。本件対象文書により行われた戸籍謄本等の交付にあたっては、上記 1(1) で述べたとおりの審査が行われ、請求者や請求理由が正当であることが確認されているため、審査請求人の主張は当たらない。

なお、本件開示請求に対して本件処分が適切に行われていることは上記(1) で述べた通りである。

(3) 最後に、審査請求人は請求の趣旨及び理由において、交付された戸籍謄本等が犯罪、ストーカー被害、脅しに使われていると主張しているが、そ

れらは、本件処分の判断に影響を及ぼすものではない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件交付申請書で非開示とされた情報（以下「本件非開示情報」という。）が条例第20条第 1項第 5号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 戸籍謄本等の交付の請求に係る事務について

戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）、その配偶者、直系尊属、直系卑属は戸籍法第10条に基づき、またそれ以外の者は戸籍法第10条の 2に基づき、戸籍謄本等の交付を請求することができる。

この場合、戸籍謄本等の請求者は、市民課窓口に備え付けられた戸（除）籍謄抄本等交付申請書又はそれに代わる請求に必要な事項を記載した文書を

市町村長に提出する等の方法により交付の請求を行う。

交付の請求を受けた場合、市町村長は請求した者の本人確認やその請求理由等の審査を行った上、請求対象の戸籍謄本等を交付することになる。

4 本件交付申請書について

本件交付申請書は、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下「本人等」という。）又は本人等以外の第三者が、戸籍法に基づき区長宛てに提出した戸籍謄本等に係る 2 件の照会文書であると認められる。

本件交付申請書には、交付請求日、照会対象者の本籍、氏名、生年月日、必要な戸籍謄本等の種類、当該照会を行った交付請求者名、交付請求事由が記載されている。

5 条例第20条第 1項第 5号該当性について

本件交付申請書について、審査請求人は、条例第20条第 1項第 5号に該当せず、開示すべきと主張するので、この点について判断する。

(1) 本号は、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報について非開示とすることを定めたものである。

(2) 審議会では本件交付申請書を見分したところ、本件交付申請は、法令に則って情報の提供を求めるために戸籍法に基づき戸籍謄本等の交付の請求を行ったものであり、本件交付申請書に記載された本件非開示情報は、戸籍謄本等交付請求者（以下「本件交付請求者」という。）が行った情報収集（以下「本件情報収集」という。）に関する情報であり、これを開示することにより、本件情報収集の実態が明らかになるおそれがある。

そして、本件情報収集の実態がその対象者の知るところになれば、情報収集の対象者が、情報収集の存在を前提として活動することにより、情報収集自体の遂行が困難になるばかりか、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(3) ただし、条例第20条第 2項は、開示請求のあった保有個人情報に、本条第 1項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合であっても、全体を非開示にするのではなく、できるだけ開示をすべきであるという

観点から、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる場合には、非開示情報に該当しない部分は開示をすることを定めていることから、本件交付申請書について、個別具体的に条例第20条第 1項第 5号の該当性について判断する。

- (4) 本件交付申請書には、交付請求者名、交付請求事由等が記載されているが、これらの情報を開示することにより、どのような者が審査請求人の情報を必要としているかが明らかになり、本件交付請求者の調査の手法や方針等が推測されるおそれがある。

また、本件交付申請書は、法令等で定められた、本件交付請求者が通常利用している様式であり、記載項目にかかわらず、様式そのものを開示することが本件交付請求者の識別につながり、本件情報収集の適正な遂行に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (5) 以上のことから、本件非開示情報は、条例第20条第 1項第 5号に該当すると認められる。

- 6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5において述べたとおりであることから、当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

- 7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 3年 5月12日	諮問書の受理
9月 3日	審査請求人の反論意見書を受理
令和 4年11月 4日 (第 290回審議会)	調査審議
12月 2日 (第 291回審議会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第 292回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取

2月 3日 (第 293回審議会)	調査審議
3月 3日 (第 294回審議会)	調査審議
5月16日	答申